

平成 26 年 3 月 28 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
汐留シティセンター
G L P 投 資 法 人
代表者名 執行役員 三 木 真 人
(コード番号：3281)
資産運用会社名
GLP ジャパン・アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 三 木 真 人
問合せ先 財務管理本部長 辰 巳 洋 治
(TEL. 03-3289-9630)

資金の借入れに関するお知らせ

GLP 投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、下記のとおり、資金の借入れの決定をいたしましたので、お知らせいたします。

1. 資金の借入れ

(1) 借入れの内容

| 借入先 | 借入金額 | 利率 | 借入 実行日 | 借入方法 | 返済期日 | 返済方法 | 担保 |
|---------------|---------|-------------------------------|--------------------|---|---------------------|------------|------------|
| 株式会社三井住友銀行 | 31.5 億円 | 基準金利に 0.2% を加えた利率 (注 1) | 平成 26 年 4 月 1 日 | 左記借入先を 貸付人とする 平成 26 年 3 月 28 日付の各個 別貸付契約に 基づく借入れ | 平成 26 年 9 月 30 日 | 期限一括 返済 | 無担保 無保証 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 31.5 億円 | | | | | | |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 14 億円 | | | | | | |

(注 1) 利払日は、平成 26 年 4 月末日を初回とし、その後は毎月末日及び返済期日（同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。）です。

利払日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、各利払日の直前の利払日の 2 営業日前の時点における全国銀行協会が公表する 1 ヶ月物の日本円 TIBOR (Tokyo Interbank Offered Rate) となります。但し、計算期間が 1 ヶ月に満たない場合は、契約書に定められた方法に基づき算定される当該期間に対応する基準金利となります。

基準金利である全国銀行協会の日本円 TIBOR については、全国銀行協会のホームページ (<http://www.zenginkyo.or.jp/tibor/>) でご確認ください。

(2) 借入れの理由

本日付「資産の取得に関するお知らせ」に記載の 2 物件（GLP 辰巳 II a 及び GLP 辰巳 II b：取得価格の合計 7,750 百万円）の取得資金及び関連費用の一部に充当するため。

(3) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

①調達する資金の額

合計 77 億円

②調達する資金の具体的な使途

前記不動産信託受益権 2 物件の取得資金及び関連費用の一部

③支出予定時期

平成 26 年 4 月 1 日

(4) 本借入れ後の借入金等の状況

(単位：百万円)

| | 本件実行前 | 本件実行後 | 増減 |
|---------------|---------|---------|-------|
| 短期借入金（注） | 19,600 | 27,300 | 7,700 |
| 長期借入金（注） | 116,620 | 116,620 | — |
| 借入金合計 | 136,220 | 143,920 | 7,700 |
| 投資法人債 | 6,000 | 6,000 | — |
| 借入金及び投資法人債の合計 | 142,220 | 149,920 | 7,700 |
| その他有利子負債 | — | — | — |
| 有利子負債合計 | 142,220 | 149,920 | 7,700 |

(注) 短期借入金とは返済期日までの期間が一年以内のものをいい、長期借入金とは返済期日までの期間が一年超のものをいいます。

2. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

本件借入れの返済等に関わるリスクに関して、平成25年11月28日に提出した有価証券報告書記載の「投資リスク」の内容に変更はありません。

以 上

*本投資法人のホームページアドレス : <http://www.glpjreit.com>